

三次市教育委員会議案第40号

三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成30年3月27日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中第15号を第16号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 主査

第4条第1号中「次長」を「教育次長」に改め、同条第4号中「主任指導主事」を「主査，主任指導主事」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。